

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三号中「及び無電極放電ランプ」を「、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）」に改める。

第四十六条第一項に次の一号を加える。

九 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

- (1) 第一号の(1)及び(2)、第五号の(2)並びに第六号の(2)及び(5)に掲げる事項
- (2) 電力伝送の方式
- (3) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一) 利用周波数

- (二) 電源端子における妨害波電圧
- (三) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
- (四) 送信を許容する最大伝送距離
- (五) 送信を許容する最大水平位置移動可能距離

第四十六条の二第一項に次の二号を加える。

九 一般用非接触電力伝送装置

- (1) 四〇〇kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置
- (一) 利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲にあること。
- (二) 電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。
- (三) 高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと。

(四) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準 尖 頭 値
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五六デシ
	平均 値
	五六デシベルから四六デシベ

		ベルまで ※	ルまで ※
五〇〇kHzを超え五MHz以下	五六デシベル		四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル		五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(五) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離に

おいて次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)
一五〇kHz以上四MHz以下	一四・五デシベルから(一)七デシベルまで (1)
四MHzを超え一一MHz以下	(一)七デシベルから〇デシベルまで (2)
一一MHzを超え三〇MHz未満	〇デシベルから(一)七デシベルまで (1)

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

三 この表の規定にかかわらず、五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz以下の周波数においては、(一)ニデシベルとする。

(六) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以

下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

(七) 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(八) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。

- (九) (八)の電波の強度に対する安全施設の状況については、総務大臣が別に告示する。
- (十) 第一号の(7)に掲げる条件

(2) 六・七MHz帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置

- (一) 利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。
- (二) 磁界を使用して電力の伝送を行う設備であること。
- (三) 高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと。

(四) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHzを超え五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(五) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離に

において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロアンペアを○デシベルとする。）
一五〇kHz以上四MHz以下	一四・五デシベルから（二）七デシベルまで (1)
四MHzを超え一一MHz以下	（二）七デシベルから○デシベルまで (2)
一一MHzを超え三〇MHz未満	○デシベルから（二）七デシベルまで (1)

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

三 この表の規定にかかわらず、五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz以下の周波数においては、（一）二デシベルとする。

四 この表の規定にかかわらず、六・七六五MHz以上六・七七六MHz以下の周波数においては、四四デシベルとする。

五 この表の規定にかかわらず、六・七七六MHzを超え六・七九五MHz以下の周波数においては、六四デシベルとする。

六 この表の規定にかかわらず、二〇・二九五MHz以上二〇・三八五MHz以下の周波数においては、四デシベルとする。

(六) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注 この表の規定にかかわらず、三三・八二五MHz以上三三・九七五MHz以下の周波数においては、四九・五デシベルとする。

(七) 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に

告示する。

- (八) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。
- (九) (八)の電波の強度に対する安全施設の状況については、総務大臣が別に告示する。
- (十) 第一号の(7)に掲げる条件

十 電気自動車用非接触電力伝送装置

- (1) 利用周波数が七九kHzから九〇kHzまでの範囲にあること。
- (2) 磁界を使用して電力の伝送を行う設備であること。
- (3) 高周波出力の定格値が七・七キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセント未満であること。
- (4) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHzを超え五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル

五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル
----------------	--------	--------

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルーマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	二三・一デシベル
一五〇kHz以上四MHz以下	一四・五デシベルから（一）七デシベルまで (1)
四MHzを超え一MHz以下	（二）七デシベルから〇デシベルまで (2)
一MHzを超え三〇MHz未満	〇デシベルから（二）七デシベルまで (1)

注一 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

三 この表の規定にかかわらず、七九kHz以上九〇kHz以下の周波数においては、六八・四デシベルとする。

四 この表の規定にかかわらず、五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz以下の周波数においては、（一）二デシベルとする。

五 この表の規定にかかわらず、一五八kHz以上一八〇kHz以下、二三七kHz以上二七〇kHz以下、三二六kHz以上三六〇kHz以下及び三九五kHz以上四五〇kHz以下の周波数は、同表に規定する値に、それぞれ一〇デシベルを加えたものとする。

(6) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二二三〇MHz以下	三〇デシベル
二二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

(7) 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように措置されていること。

(9) (8)の電波の強度に対する安全施設の状態については、総務大臣が別に告示する。

(10) 第一号の(7)に掲げる条件

(11) 設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

第四十六条の三第一項に次の一号を加える。

八 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

(1) 第一号の(1)、第四号の(2)及び第五号の(2)に掲げる事項

(2) 利用周波数の設計値

(3) 高周波出力の設計値

(4) 電源端子における妨害波電圧の設計値

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

附 則

この省令は、公布の日から施行する。